

報告第4号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和5年5月31日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- |           |  |               |
|-----------|--|---------------|
| 1 件名及び契約名 | 令和3年第3回杉並区議会定例会において議案第70号により議決を得た「杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台照明設備工事」             |               |
| 2 金額の変更   | 議決を得た契約金額  | 金178,200,000円 |
|           | 変更後の契約金額   | 金178,728,000円 |
|           | 契約金額の増額  | 金528,000円     |
| 3 変更理由    | 工事着手後に現場調査を行ったところ、既設再使用の予定であったワイヤリングダクトが新設する鉄骨に干渉することが判明し、新規部材に変更することとなったため。 |               |
| 4 専決処分年月日 | 令和5年3月17日  |               |